

<p>奈良市</p> <p>手をつなぐ親の会だより</p>	NO 389	令和4年12月13日(火)	
	発行	奈良市手をつなぐ親の会	
	会長	小西 英 玄	
	所在地	〒631-0801 奈良市左京 5-3-1 奈良市総合福祉センター内	
	Tel 0742-71-0770	http://naraoyanokaiinfo/	



知的障がいのある人たちと「ことば」・「わかりやすさ」と情報保障・合理的配慮



「わかりやすさ」は、自分と相手をつなぐ気持ちです。
 相手とわかり合いたいと思うとき、「わかりやすさ」が生まれます。
 (野沢 和弘氏)

どんな障害があっても、どんなに高齢になっても、知ってほしいことがあります。彼らから情報を発信してもらわなくてはなりません。そのために「わかりやすさ」が必要です。

今の日本では「情報バリアフリー」といって パソコンやスマートフォン・タブレット、携帯電話などを 障害のある人にも使いやすくする方法がたくさん 研究されています。

でも、パソコンやスマートフォンが使いやすくなるだけでは 解決できないことも あります。

機械を使って いろいろな情報を調べることが出来るようになって ももとの情報が分かりやすくないと 結局 わからないままになってしまいます。

わかりやすい情報や わかりやすい説明が 世の中に もっと増えることが必要です。

わかりやすい情報や、わかりやすい説明があると、自分で決めたり、考えたりしやすくなります。

周りの人たちの力を借りたり、話し合ったりしながら あなたにとって わかりやすいように「ことば」や情報のかたちを変えていきましょう。

わかりやすい「ことば」は、あなたと、周りの人たちをつなぐためのものです。

あなたが、あなたらしく過ごすために、わかりやすい情報が、あるのです。

「わかりやすい情報提供のためのガイドライン」(2015年全国手をつなぐ育成会連合会編)より

【具体的に書く】

○難しいことばは使わない。常とう語(ある場面いつもきまって使われることば)を除いて、漢字が4つ以上連なる

ことばや抽象的な概念のことばは避ける。 ○具体的な情報を入れる。

○新しい情報を伝えたいときには、背景や前提について説明する。 ○必要のない情報や表現はできるだけ削除する。

○一般的にはあたりまえのことと思われても、当事者にとって重要で必要だと考えられる情報は入れる。

【複雑な表現を避ける】

○比喩や暗喩、擬人法は使わない。 ○二重否定は使わない。 ○それぞれの文章に重複した「のりしろ」を付ける。

(指示語を多用せず、あえて二度書く) ○名称等の表記は統一する。

【文の構成をはっきりさせる】

○手順のある内容は、番号をつけて箇条書きで記述する。 ○大事な情報は、はじめにはっきりと書く。

○一文は一つの内容にする。内容が2つある場合は、2つの文章に分ける。 ○話の展開は、時系列に沿う。

○接続詞はできるだけ使わない。 ○主語は省かない。

【表記】

- 横書きを基本とする。○1文は30文字以内を目安とする。○常とう語は、そのまま用いる。
- 常とう語を除く単語には、小学校2～3年生までの漢字を使い、漢字にはルビをふる。
- アルファベット・カタカナにはルビをふる。○なじみのない外来語はさける。
- 漢数字は用いない。また時刻は24時間表記ではなく、午前、午後で表記する。
- はっきりとした見やすい文字(ゴシック体)を使う。

「福祉事業所の契約書類等における知的障がい者向けの言語的配慮」より

- 言種変更／身体→体。厳守します→守ります。不可能になった→出来なくなった。
- 同意語の言い換え／契約を締結します→約束します。訪問による→訪問をして。
- 動詞的構文への変更／生活支援→生活について支援をします。社会活動への参加→社会で生活していく。
- 主語変更／事業者が…提供する→利用者が…利用する。
- 具体化／実費相当額→食事代など。虐待→職員から嫌なこと言われたり、乱暴されたり
- 抽象化／正当な理由がある場合を除き→むやみに。故意・重大な過失による→わざと。
- 「の」挿入／車椅子等充電→車椅子等の充電。作業支援→作業の支援
- 「等」削除／質問等→質問。障害者総合支援法等関係連法令→障害者総合支援法

※本文は打浪文子氏「知的障害のある人たちとことば」より引用させて頂きました。